

《資料》

国政選挙での政党へのタバコ対策の公開アンケートの結果 および施策の課題についての論考

野上浩志

子どもに無煙環境を推進協議会、日本禁煙学会理事、FCTC 監視委員会委員長

キーワード：国会議員、選挙、政党、タバコ対策、公開アンケート

はじめに

WHOのタバコ規制枠組条約(Framework Convention on Tobacco Control、以下FCTC)が2005年2月27日に発効し¹⁾、18年が経過した。日本でもこの国際的動きを受けて、健康日本21計画でのタバコ対策を含め、官民をあげて対策のさまざまな取り組みが進められてはきた。

しかし日本では、たばこ事業法によりタバコの製造販売は財務省が所管し、健康は厚生労働省が所管し、政府内でFCTCを遵守し実効性を上げていく動きがあまり継続されなかったようであった^{2,3)}。一方でタバコ業界のロビー活動や広告宣伝などもあり、タバコ対策は諸外国に後れを取ってきている。

筆者および日本禁煙学会では、2000年以降、国政選挙の折毎に、政党(あるいは候補者)を対象にタバコ対策の公開アンケートを行い、ホームページでその結果を公表し⁴⁾、回答結果をもとに各政党、省庁などにタバコ対策を要望してきた。

2022年7月に参議院議員選挙があり、前年の2021年10月に衆議院議員選挙があり、2020年4月に全面施行された健康増進法によるタバコ対策のいっそうの進展をはかるため、政党へほぼ同じ内容のタバコ対策の公開アンケートを行い、回答をネットに掲載し、本会の会員他に広報した。

本報告では、2022年の参議院議員選挙のアンケート結果(以下、参院)⁴⁾と、2021年の衆議院議員選

挙のアンケート結果(以下、衆院)⁴⁾も比較・補足し、これらを踏まえ、アンケート実施の意義と今後の我が国のタバコ施策の課題について考察・論考した。

公開アンケートの質問内容と送付方法

国会議員の議席を有し、あるいは見込まれると報道された政党に、参院では表1の公開アンケートを郵送とメール添付で送った。衆院ではほぼ同内容であったが、7と8項目は内容が異なっていたので、これらを9項、10項と通しナンバーを替え、あわせて今回の報告に入れた。これら郵送したアンケートをホームページでも関係する参考資料とともに掲載し、投票日の5日前ころまでを目途に回答を依頼し、回答は届き次第に順次ホームページに掲載した。

公開アンケートの質問への回答結果

アンケートの回答はほぼ全ての政党からあり、アンケートの設問内容と回答を以下に項目ごとに分けて報告する(政党記載は順不同とした)。

【問1】国会の「喫煙専用室」を順次撤去し、屋内禁煙とする

表2に参院での質問文と政党からの回答を記載した。自由民主党(以下、自民)および立憲民主党(以下、立憲)は、「議院運営委員会において議論がなされれば、各会派において検討・判断していくものと思う」旨の回答で、他の党は「検討する、賛同する」との回答であった。衆院でもほぼ同じ回答であったが、国民民主党(以下、国民)の回答で「玉木代表は記者会見で、衆院本会議場の入り口横に設置されている2つの喫煙ブースについて「とっぴらだったらい。議員や記者も一部いると思うが、『密』になってタバコ

連絡先

〒590-0133

大阪府堺市南区庭代台4-2-3

子どもに無煙環境を推進協議会

e-mail: tobaccofree@iris.eonet.ne.jp

受付日 2023年3月1日 採用日 2023年4月5日

表1 2022年7月の参議院議員選挙での公開アンケート

【参議院議員選挙：政党へのタバコ対策の公開アンケート】

本会は国民の84%を占める子ども達や非喫煙者を受動喫煙から守り、喫煙者の禁煙支援などの事業を全国的に行っております。ご回答は会員やネットでも公開予定です。

一般社団法人 日本禁煙学会 <http://www.jstc.or.jp/> 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
理事長 作田 学 ***** (担当: 〇〇) 090-***** FAX 0*****

【ご回答は7月4日をメドに、上記のメールかFAXあてに返送いただければ幸いです】

政党のお名前() ご回答担当部署()

1. 健康増進法の施行により、第二種施設の国会・議員会館には、「喫煙専用室」が約80か所あります。しかし地方議会では、都道府県議会と全国の市議会・区議会では、喫煙室が残っているのは40議会(4.6%)に過ぎません。国会においても「喫煙専用室」を順次撤去し、屋内禁煙とすることについて、いかがでしょうか？

・賛同し進める ・検討する ・必要ない ・その他()

2. 喫煙が新型コロナウイルスの罹患と重症化の一因と指摘されています。今後のコロナの抜本的予防対策としても、禁煙を促し、また受動喫煙の危害ゼロのためにも、「例外なき屋内全面禁煙」の段階的義務付けの必要性について、いかがでしょうか？

・賛同し進める ・検討する ・現状で良い ・その他()

3. 国は2022年度までに喫煙率低減の数値目標として12%を掲げていますが(現状は概ね17%)、加熱式タバコの拡販宣伝などで、タバコ離れが減速しています。

この要因のひとつとして、タバコへの(元々含まれていない)メンソールや香り、フレーバーなどを添加し、依存性を強くしていることがあり、海外ではこの禁止の法制化が進んでいます。わが国でも添加物を法的に禁止することについて、いかがでしょうか？

・賛同し進める ・検討する ・必要ない ・その他()

4. タバコのパッケージに健康への害の画像表示の義務付け、あるいは銘柄のみの表示に限るプレーンパッケージが諸外国で広がってきています。日本でもいかがでしょうか？

・賛同し進める ・検討する ・現状で良い ・その他()

5. 上記3、4項のタバコの添加物および健康警告表示は、海外諸国なみに、健康所管の厚生労働省にその監督権限を移管すべきと思いますが、いかがでしょうか？

・賛同し進める ・検討する ・必要ない ・その他()

6. 若者の喫煙率を低減し、健康のために、海外では喫煙禁止年齢を21歳以上へ引き上げる法制化、および妊婦の喫煙禁止(兵庫県条例等でも努力規定されている)が進んでいます。同様の法制化を日本でもいかがでしょうか？

・賛同し進める ・検討する ・必要ない ・その他()

7. タバコ、特に加熱式タバコの広告宣伝が様々のメディアでなされています。元々毒物指定の(依存性を引き起こし、健康危害を及ぼす)ニコチンが主成分のタバコの広告宣伝は公序良俗から規制する立法措置が必要かと思われますが、いかがでしょうか？

・賛同し進める ・検討する ・現状で良い ・その他()

8. 総務省消防庁の報告で、火災の出火原因の第一位はタバコで、特に高齢者の焼死が多いと報告されており、人命と自家近隣の財産焼失は痛ましい限りです。国(政府および国会)としてこの抜本的対策・施策を進めることについて、いかがでしょうか？

・賛同し進める ・検討する ・必要ない ・その他()

【ご意見、コメントなどございましたら...】(別紙に) ご多忙の折、ありがとうございました。

表1 続き 2021年10月の衆議院議員選挙での公開アンケート(9、10項目のみ)

2021年10月31日用

【衆議院議員選挙：政党へのタバコ対策の公開アンケート】

9. 政治献金関連で、20万円以内のパーティ券購入が政治資金規正法で報告の義務付けがないことが業界等(タバコ業界を含め)の利権の温床のひとつになっている、との指摘報道がありますが、義務付けの法改正についていかがでしょうか？

・賛同し進める ・検討する ・現状で良い ・その他()

10. 諸施策の審議・立案にあたって(例えばタバコ対策)、関連業界・企業・団体からの献金・寄附、パーティ券購入などの禁止が、利益相反と癒着回避・透明性の観点から、政党・議員においても不可欠な時代かと思いますが、いかがでしょうか？

・賛同し進める ・検討する ・必要ない ・その他()

表2 問1(国会の「喫煙専用室」を順次撤去し、屋内禁煙とする)

質問文	国会の約80か所の「喫煙専用室」を順次撤去し、屋内禁煙とすることについて、いかがでしょうか。健康増進法の施行による第二種施設の国会・議員会館には、「喫煙専用室」が約80か所ある。しかし都道府県議会と全国の市議会・区議会では、喫煙室が残っているのは40議会(4.6%)に過ぎない。
政党からの回答	
自由民主党	d. その他 国会内に設置されている喫煙専用室は、改正健康増進法に示された基準を満たしておりますが、喫煙専用室の設置の在り方や、屋内禁煙とすべきかどうかについては、議院運営委員会において議論がなされれば、各会派において検討していくものと思います。
公明党	b. 検討する
立憲民主党	d. その他 法の趣旨を踏まえて議院運営委員会で判断していると承知しています。
国民民主党	a. 賛同し進める
日本維新の会	b. 検討する
日本共産党	a. 賛同し進める(貴会の主張に全面的に賛同します。今回の選挙にあたり「分野別政策 25、受動喫煙対策」を発表しています。他の回答肢も同じコメント。)
社会民主党	a. 賛同し進める
NHK党	b. 検討する

を吸っているのは子どもに見せられない」と述べた」
とのコメントがあった。

【問2】喫煙はコロナ重症化の一因なので、コロナの 抜本的予防対策としても「例外なき屋内全面 禁煙」の段階的義務付けの必要性

表3に参院での質問文と政党からの回答を記載した。自民は「環境整備、事業者への支援、普及啓発など、総合的な対策を進める」、立憲は「屋内全面禁煙に向けて健康増進法の見直しを検討する」、国民は「喫煙者の権利も守りつつ、誰もが受動喫煙の被害を受けることないよう、検討を進める」、他の党は「検討する、賛同する」との回答であった。衆院でもほぼ同じ回答であった。

【問3】タバコへの依存を強めるメンソールなどの添 加を禁止する

表4に参院での質問文と政党からの回答を記載した。自民は「添加物の依存性については、更なる科学的、医学的知見の集積が必要と考える」、立憲は「諸外国における禁止の立法例や添加物入りのタバコの健康への影響を精査し、検討が必要」、国民は「現状を把握し科学的な見地から検討が必要」との回答で、他の党は「検討する、賛同する」との回答であった。衆院でも概ねほぼ同じ回答であった。

【問4】タバコのパッケージに健康への害の画像表示 の義務付けなど

表5に参院での質問文と政党からの回答を記載した。自民は「導入した諸外国における導入効果等について十分に検証し、画像の受け止め方は国民性等により異なることなどにも留意し、引き続き、検討されるべき課題」、立憲、国民は「諸外国の現状を把握し、参考にしながら、検討が必要」の旨の回答で、他の党は「検討する、賛同する」との回答であった。衆院でもほぼ同じ回答であった。

【問5】添加物と健康警告表示の厚生労働省への監督 権限の移管

表6に参院での質問文と政党からの回答を記載した。自民は「たばこ事業法に基づき財務省で注意表示などについて指導しているが、監督権限について、現在厚生労働省と協議検討しているものはない」との回答であった。立憲は「諸外国の事例や現在の厚生労働省の権限のあり方を精査した上で検討していくべき課題」、国民は「健康面の問題がクローズアップされているため、厚労省が所管することは検討の余地がある」との回答で、他の党は「検討する、賛同する」との回答であった。衆院でもほぼ同じ回答であったが、日本維新の会(以下、維新)は「厚労省の監督権限を強めるより、立法措置によってJTに善処を促すべきだと考える」との回答があった。

表3 問2(「例外なき屋内全面禁煙」の段階的義務付け)

質問文	「例外なき屋内全面禁煙」の段階的義務付けの必要性について、いかがでしょうか？ 喫煙が新型コロナウイルスの罹患と重症化の一因と指摘されている。今後のコロナの抜本的予防対策としても、禁煙を促し、また受動喫煙の危害ゼロのためにも。
政党からの回答	
自由民主党	d. その他 受動喫煙対策を徹底するため、第196回通常国会において「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、公布されました。併せて、環境整備、事業者への支援、普及啓発など、総合的な対策を進めます。
公明党	b. 検討する
立憲民主党	d. その他 2018年に改正された健康増進法による規制を徹底させます。屋内全面禁煙に向けて健康増進法の見直しを検討します。
国民民主党	d. その他 喫煙者の権利も守りつつ、誰もが受動喫煙の被害を受けることなく、健康で長生きできる社会となるよう、検討を進めることが必要です。
日本維新の会	a. 賛同し進める
日本共産党	a. 賛同し進める
社会民主党	a. 賛同し進める
NHK党	b. 検討する

表4 問3(タバコの依存を強めるメンソールなどの添加を禁止する)

質問文	国は2022年度までに喫煙率低減の数値目標として12%を掲げていますが(現状は概ね17%)、加熱式タバコの拡販宣伝などで、タバコ離れが減速しています。この要因のひとつとして、タバコへの(元々含まれていない)メンソールや香り、フレーバーなどを添加し、依存性を強くしていることがあり、海外ではこの禁止の法制化が進んでいます。わが国でも添加物を法的に禁止することについて、いかがでしょうか？
政党からの回答	
自由民主党	d. その他 添加物の依存性については、更なる科学的、医学的知見の集積が必要と考えています。なお、わが国においては、加熱式タバコについても紙巻きたばこと同様に注意文言表示や広告等に係る規制を適用していることを、申し添えさせていただきます。
公明党	b. 検討する
立憲民主党	d. その他 諸外国における禁止の立法例や添加物入りのタバコの健康への影響を精査した上で、健康増進などの観点から、検討していくべき課題であると考えます。
国民民主党	d. その他 現状を把握し、科学的な見地から検討が必要だと考えます。
日本維新の会	b. 検討する
日本共産党	a. 賛同し進める
社会民主党	a. 賛同し進める
NHK党	b. 検討する

表5 問4(タバコのパッケージに健康への害の画像表示の義務付けなど)

質問文	タバコのパッケージに健康への害の画像表示の義務付け、あるいは銘柄のみの表示に限るプレーンパッケージが諸外国で広がってきています。日本でもいかがでしょうか？
政党からの回答	
自由民主党	d. その他 注意表示に画像を用いることについては、財政制度等審議会(たばこ事業等分科会)において、画像を導入した諸外国における導入効果等について十分に検証し、画像の受け止め方は国民性等により異なることなどにも留意し、引き続き、検討されるべき課題とされています。
公明党	b. 検討する
立憲民主党	d. その他 諸外国の事例や現在のタバコのパッケージのあり方を精査した上で、健康増進などの観点から、検討していくべき課題であると考えます。
国民民主党	d. その他 諸外国の現状を把握し、参考にしながら、検討が必要だと考えます。
日本維新の会	a. 賛同し進める
日本共産党	a. 賛同し進める
社会民主党	a. 賛同し進める
NHK党	b. 検討する

【問6】喫煙禁止年齢の引き上げの法制化、妊婦の喫煙禁止の努力規定

表7に参院での質問文と政党からの回答を記載した。自民は「様々なご意見を踏まえながら議論を進めてまいりたい」、公明党は「喫煙禁止年齢の引き上げは議論が必要です。妊娠中の喫煙は重要な課題です。健康増進法の基本的な方針には、妊娠中の喫煙をなくすことを目標として掲げ、同法改正の際の附帯決議には「妊婦の喫煙をなくすための取組を進めること」と明記されており、当該目標の達成に向けた必

要な取組を進めることが重要と考えます」、立憲は「諸外国の立法例を精査した上で、検討していくべき課題」、国民は「喫煙者の権利も守りつつ、誰もが受動喫煙の被害を受けることないよう検討が必要」の旨の回答で、他の党は「検討する、賛同する」との回答であった。

衆院でもほぼ同じ回答であったが、維新は「民法改正による成人年齢の引き下げや自己責任、人権等に鑑み、慎重に議論する必要があると考える」との回答があった。

表6 問5(添加物と健康警告表示の厚生労働省への監督権限の移管)

質問文	上記3、4項のタバコの添加物および健康警告表示は、海外諸国なみに、健康所管の厚生労働省にその監督権限を移管すべきと思いますが、いかがでしょうか？
政党からの回答	
自由民主党	d. その他 たばこの健康に関する影響については、厚生労働省で検討していると承知しております。 たばこの流通にあたっては、たばこ事業法に基づき財務省で注意表示などについて指導をしておりますが、この監督権限について、現在、厚生労働省と協議検討しているものではありません。
公明党	b. 検討する
立憲民主党	d. その他 諸外国の事例や現在の厚生労働省の権限のあり方を精査した上で、検討していくべき課題であると考えます。
国民民主党	b. 検討する 専売公社だった時代とは異なり、健康面の問題がクローズアップされているため、厚生労働省が所管することは検討の余地があると考えます。
日本維新の会	a. 賛同し進める
日本共産党	a. 賛同し進める
社会民主党	a. 賛同し進める
NHK 党	b. 検討する

表7 問6(喫煙禁止年齢の引き上げの法制化、妊婦の喫煙禁止の努力規定)

質問文	若者の喫煙率を低減し、健康のために、海外では喫煙禁止年齢を21歳以上へ引き上げる法制化、および妊婦の喫煙禁止(兵庫県条例等でも努力規定されている)が進んでいます。同様の法制化を日本でもいかがでしょうか？
政党からの回答	
自由民主党	d. その他 様々なご意見を踏まえながら、議論を進めてまいりたいと考えております。
公明党	d. その他 喫煙禁止の年齢を21歳以上へ引き上げる法制化については、議論が必要ですが、21歳以上の社会人に向けた受動喫煙防止や分煙等の啓発や禁煙教育を行うなど必要な取組を進めることが重要と考えます。 妊娠中の女性の喫煙は、本人のみならず胎児の健康への悪影響も大きいと言われており、重要な課題です。健康増進法の規定に基づく基本的な方針には、妊娠中の喫煙をなくすことを目標として掲げていると承知しています。2018年の同法改正の際の附帯決議には「妊婦の喫煙をなくすための取組を進めること」と明記されており、当該目標の達成に向けた必要な取組を進めることが重要と考えます。
立憲民主党	d. その他 諸外国の立法例を精査した上で、若者の健康増進、喫煙による妊婦と胎児への悪影響を防ぐこと等の観点から、検討していくべき課題であると考えます。
国民民主党	d. その他 喫煙者の権利も守りつつ、誰もが受動喫煙の被害を受けることなく、健康で長生きできる社会となるよう、検討を進めることが必要です。
日本維新の会	b. 検討する
日本共産党	a. 賛同し進める
社会民主党	a. 賛同し進める
NHK 党	b. 検討する

【問7】ニコチンが主成分の加熱式タバコの広告宣伝の規制

表8に参院での質問文と政党からの回答を記載した。自民は「法令に基づき「広告を行う際の指針」が定められており、2019年には関係法令が改正され、注意文言や表示面積の拡大などの見直しが行われ、今後とも、これらの効果を確認しつつ、必要な見直しが検討されるべきものと考えている」、立憲は「FCTCの規定を踏まえ、国民の命と健康を守る観点から検討していくべき課題」、国民は「科学的な見地から、検証と検討が必要です」との回答で、他の党は

「検討する、賛同する」との回答であった。2021年の衆院ではこの質問はせずに、次々項の間9、問10の質問をした。

【問8】火災の出火原因の第一位のタバコ対策の抜本的対策・施策

表9に参院での質問文と政党からの回答を記載した。自民、国民は「地域住民の防災意識を啓発し、周知徹底することが必要」の趣旨の回答で、他の党は「検討する、賛同する」の旨の回答であった。2021年の衆院ではこの質問はしなかった。

表8 問7（ニコチンが主成分の加熱式タバコの広告宣伝の規制）

質問文	タバコ、特に加熱式タバコの広告宣伝が様々なメディアでなされています。元々毒物指定の(依存性を引き起こし、健康危害を及ぼす)ニコチンが主成分のタバコの広告宣伝は公序良俗から規制する立法措置が必要かと思われていますが、いかがでしょうか？
政党からの回答	
自由民主党	c. 現状で良い たばこの広告については、既にご指摘の加熱式たばこも含め、健康との関係に配慮するなどの観点から、法令に基づき「広告を行う際の指針」が定められています。さらに、この指針を受けて、日本たばこ協会が業界の自主規準を策定し、遵守すべき具体的な内容を定めています。 また、ご指摘の喫煙やニコチンのリスクについても、消費者に対して正しく注意喚起が行われるよう、法令に基づいて、製品パッケージの注意文言や表示面積等が具体的に指定され、こうした文言は広告等にも表示されております。 なお、2019年には関係法令が改正され、注意文言や表示面積の拡大などの見直しが行われており、今後とも、これらの効果を確認しつつ、必要な見直しが検討されるべきものと考えています。
公明党	b. 検討する
立憲民主党	d. その他 憲法やたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の規定を踏まえるとともに、国民の命と健康を守る観点から検討していくべき課題であると考えます。
国民民主党	d. その他 科学的な見地から、検証と検討が必要です。
日本維新の会	b. 検討する
日本共産党	a. 賛同し進める
社会民主党	b. 検討する
NHK党	b. 検討する

表9 問8（火災の出火原因の第一位のタバコ対策の抜本的対策・施策）

質問文	総務省消防庁の報告で、火災の出火原因の第一位はタバコで、特に高齢者の焼死が多いと報告されており、人命と自家近隣の財産焼失は痛ましい限りです。国（政府および国会）としてこの抜本的対策・施策を進めることについて、いかがでしょうか？
政党からの回答	
自由民主党	d. その他 国が政府広報等を通じて、火気管理等についての情報提供や注意喚起を促すなど、地域住民の防災意識を啓発していく事が望ましいと考えております。
公明党	b. 検討する
立憲民主党	a. 賛同し進める
国民民主党	d. その他 喫煙者は吸う権利を主張するだけでなく、寝たばこをしない、ポイ捨てはしない、周囲が受動喫煙にならないか配慮する等、最低限のルールを守る義務があることを、周知徹底することが必要です。
日本維新の会	a. 賛同し進める
日本共産党	a. 賛同し進める
社会民主党	a. 賛同し進める
NHK党	b. 検討する

【問9】20万円以内のパーティ券購入の法での報告の義務付け

表10に2021年の衆院での質問文と政党からの回答を記載した。自民は「個人や法人による寄付やパーティ収入などの幅広い国民の浄財によって政治活動を行なうことは、政治活動の自由と議会制民主主義の健全な発展の観点から必要。なおこれらの収入などによって政策が歪められることがあってはならないことは言うまでもありません」との回答であった。国民は「政治とカネの問題に係る国民の不信感を払拭するため、政治資金の透明化に努めます」、維新は「わが党は、議員、政党への企業・団体・組合等による献金の全面禁止を求め、ネット献金を含めた個人献

金の促進を訴えています」との回答で、他の党は「検討する、賛同する」との回答であった。2022年の参院ではこの質問はしなかった。

【問10】透明性のため関連業界・企業・団体等からの献金・寄附などの禁止

表11に2021年の衆院での質問文と政党からの回答を記載した。自民は上記問9の回答に同じであったが、国民は「政治とカネの問題に係る国民の不信感を払拭するため、政治資金の透明化に努めます」との回答で、維新を含め他の党は「検討する、賛同する」との回答であった。2022年の参院ではこの質問はしなかった。

表10 問9 (20万円以内のパーティ券購入の法での報告の義務付け)

質問文	政治献金関連で、20万円以内のパーティ券購入が政治資金規正法で報告の義務付けがないことが業界等(タバコ業界を含め)の利権の温床のひとつになっている、との指摘報道がありますが、義務付けの法改正についていかがでしょうか？
政党からの回答	
自由民主党	d. その他(問10の回答に同じ) 企業・団体を含め、個人や法人による寄付やパーティー収入などの幅広い国民の浄財によって政治活動を行なうことは、政治活動の自由と議会制民主主義の健全な発展の観点から必要であると考えます。 なお、特定の個人や法人からの寄付やパーティー収入などによって政策が歪められることがあってはならないことは言うまでもありません。
公明党	b. 検討する
立憲民主党	a. 賛同し進める
国民民主党	d. その他 政治とカネの問題に係る国民の不信感を払拭するため、政治資金の透明化に努めます。
日本維新の会	d. その他 わが党は、議員、政党への企業・団体・組合等による献金の全面禁止を求め、ネット献金を含めた個人献金の促進を訴えています。
日本共産党	a. 賛同し進める
社会民主党	a. 賛同し進める
NHK党	b. 検討する

表11 問10 (透明性のため関連業界・企業・団体等からの献金・寄附などの禁止)

質問文	諸施策の審議・立案にあたって(例えばタバコ対策)、関連業界・企業・団体からの献金・寄附、パーティ券購入などの禁止が、利益相反と癒着回避・透明性の観点から、政党・議員においても不可欠な時代かと思いますが、いかがでしょうか？
政党からの回答	
自由民主党	d. その他(問9の回答に同じ) 企業・団体を含め、個人や法人による寄付やパーティー収入などの幅広い国民の浄財によって政治活動を行なうことは、政治活動の自由と議会制民主主義の健全な発展の観点から必要であると考えます。 なお、特定の個人や法人からの寄付やパーティー収入などによって政策が歪められることがあってはならないことは言うまでもありません。
公明党	b. 検討する
立憲民主党	a. 賛同し進める
国民民主党	d. その他 政治とカネの問題に係る国民の不信感を払拭するため、政治資金の透明化に努めます。
日本維新の会	a. 賛同し進める
日本共産党	a. 賛同し進める
社会民主党	a. 賛同し進める
NHK党	b. 検討する

考察と今後のタバコ対策の施策の課題についての論考

2022年7月の参院および2021年10月の衆院の議員選挙のタバコ対策についての公開アンケートに、ほぼ全ての主要政党から回答が寄せられ、タバコ対策の重要性を訴えかけ、今後の働きかけの足掛かりと課題を得ることができたように思われる。

回答として、「現状や諸外国の事例や実績を精査し、検討が必要」「諸外国における導入効果等について十分に検証し、検討されるべき」「検討の余地がある」「更なる科学的、医学的知見の集積が必要」などの他、「検討したい、検討を進める」「賛同する」の回答も散見された。以下各問の回答へのコメントを設問の補足資料を含め述べたい。

【問1】「国会の「喫煙専用室」を順次撤去し、屋内禁煙とする」について

健康増進法では、行政機関の庁舎、学校・幼稚園・保育園、児童福祉施設、病院などは第一種施設として、屋外特定喫煙場所以外は「屋内禁煙」が義務付けられたが、国会と地方議会、裁判所は第二種施設として「喫煙専用室」を設ける例外規定となった。

全国の市・区議会では18議会(815議会の2.2%)のみ「喫煙専用室」を設けており、都道府県議会で喫煙室が残っているのは19県議会(40.4%)で、他は全て屋内全面喫煙以上としている⁵⁾(2022年9月末現在、<https://notobacco.jp/pslaw/gikaimap2209.pdf>)。

しかし国会・議員会館には「喫煙専用室」が約80か所あり、メディアでも「喫煙者の“楽園” 国会の喫煙事情を取材してみた」(2021/3/31、西日本新聞⁶⁾)など写真入りで批判的に報道されている。

「喫煙専用室」からは煙は漏れざるをえず、喫煙者の服や毛髪・呼気などからの発散を含め、屋内での受動喫煙の危害は避けられない。国会議員に喫煙者が多く、健康増進法で国会・議会を第二種施設とする例外規定を設けた国会議員の特権的意識は未だに脱却できていないようで、この事例は我が国のタバコ対策の遅れを象徴していると言えよう。

第二種施設の国会図書館や全国の裁判所が全て自主的に敷地内禁煙としている事例に見習い、国会は国民への規範とともに、多くの国会議員・職員・見学者・外来者を受動喫煙の危害から守る健康増進のため、早期の屋内禁煙化が望まれる。議院運営委員会をはじめ各党で早急な検討と対処を期待したい。

【問2】「喫煙はコロナ重症化の一因なので、コロナの抜本的予防対策としても「例外なき屋内全面禁煙」の段階的義務付けの必要性」について

例えばイギリス成人5万人調査で、新型コロナウイルス感染リスクは紙巻きタバコ喫煙者で1.79倍増加していると発表されている。また新型コロナウイルスの重症化・重篤化は喫煙者で1.55倍となるなどのデータも発表されている(<https://notobacco.jp/pslaw/corona233.pdf>)。

また内閣府が2022年に行った「タバコ対策に関する世論調査」⁷⁾で、喫煙者のタバコの煙を不快に思った場所を聞いたところ、「レストランなど主に食事を提供する店舗」が51%と報告されるなど、今や国民の85%が非喫煙者であることから、非喫煙者の健康を守るためにより徹底した受動喫煙対策が望まれている。今後コロナ禍の収まりの有無にかかわらず、コロナ罹患を含む疾病の予防可能な最大の要因である喫煙を減らし、かつ「例外なき屋内全面禁煙」で受動喫煙ゼロを進めるためにも、2024~25年ごろの健康増進法の見直し、また第三次国民健康づくり運動プラン(健康日本21)の2024年からの開始を見据え、国会議員と政党が本気に取り組んでいく政策ミッションを期待したい。

【問3】「タバコへの依存を強めるメンソールなどの添加を禁止する」について

元々タバコ原料に含まれていないメンソールなどのタバコ(加熱式を含め)への添加は、煙をより深く吸い込み依存性を強くし疾患の発症を促進するので、諸外国で禁止が進んでいる。カナダでは2017年から、英国とEU諸国では2020年から、アメリカでも州レベルで禁止が進み、アメリカ食品医薬品局は国内で製造や販売を禁止する方針を示している^{8~10)}。

国は2022年度までに喫煙率低減の数値目標として12%を掲げているものの(現状は約16%)、タバコ離れが減速している要因のひとつとしてこのメンソールなどの添加による依存性および広告宣伝のヒートアップが指摘されている。「諸外国の禁止の立法例や医学的知見の集積が必要」などの回答は、健康への悪影響についてあまりな認識の欠如で、所管の財務省の拱手傍観とも言える無策の行政責任も問われる端的な事例と言わざるをえない。

【問4】「タバコのパッケージに健康への害の画像表示の義務付けなど」について

諸外国では既に広くパッケージに健康への害の画像表示が義務付けられており、シンガポールでは2020年から、パッケージにロゴや商品を強調するような色や購入意欲を喚起する情報の掲載が禁じられている。フィンランドでは2022年からブランド名やロゴ表示を禁止し、2024年までに段階的に施行されている。

政党からの回答では「諸外国における導入効果等について十分に検証し、検討が必要」などの回答は問3と同様に諸外国の動向に疎く、所管の財務省の国際的動向への直視を避ける行政責任も問われていると言わざるをえない。

【問5】「添加物と健康警告表示の厚生労働省への監督権限の移管」について

FCTCの発効後、政府は「たばこ対策関係省庁連絡会議」を設置し²⁾、タバコ対策について府省庁で連絡調整を進めるはずであったが、2005～2014年に4回開催されたのみで、タバコ対策・施策について実効性のある連絡調整が全くさなれていない。

タバコへの添加物や健康警告表示、加熱式タバコの拡販、広告宣伝など、健康にかかわる諸課題について、行政には健康施策の責任があるはずであるし、この行政の無作為とも言える現状を放任しているような政治側と政党側の責任にも大きなものがあるのではないかと。タバコの健康諸課題の厚労省への所管替えを含め、政党側に抜本的な検討と論議など強く要請したい。

【問6】「喫煙禁止年齢の引き上げの法制化、妊婦の喫煙禁止の努力規定」について

シンガポールでは喫煙年齢を18歳から引き上げ、2021年からは21歳とするなど喫煙率の低減を目的に、喫煙開始年齢が早いほど、常習的な喫煙者になる確率が高く、後の禁煙も困難になるとしている。アメリカでは州の半数以上が21歳に引き上げていたが、米議会でタバコおよび電子タバコ購入可能年齢を21歳に引き上げる法案を2019年末に可決した¹¹⁾。イギリスでは、子どもや若者が喫煙者になることを防ぎ、喫煙者を禁煙に導くための規制強化の一環として議員グループが21歳への引き上げを提案している。

一方で、ニュージーランドでは2009年以降に生まれた子どもが生涯にわたりタバコを吸えなくするための法律が2022年に制定され¹²⁾、デンマークやマレーシアなどでも制定の動きがあり、国際的にも広まる可能性があるように思われる。

妊婦の喫煙禁止については、台湾では既に法規制し(たばこ煙害防止法(2009年))¹³⁾、日本でも兵庫県受動喫煙防止条例で努力義務を定めている(第20条 妊婦は喫煙をしてはならない)。

わが国でも健康日本21で「20歳未満の喫煙をなくす」「妊娠中の喫煙をなくす」が掲げられているので、回答にある「議論を進めてまいりたい」などにとどまらず、若いほどにニコチン依存に陥りやすいことの防止をはかる諸外国の動向を注視し、実効性のあがる対応を国の施策として、また政党側にも求めたい。特に妊婦の禁煙課題について、胎児や乳幼児の生存権・健康権の保護や児童虐待をなくする立場から、一歩踏み込んだ規制が不可欠で、この施策は今喫緊の政策課題である少子化対策にも一助となるのではないかと。

【問7】「ニコチンが主成分の加熱式タバコの広告宣伝の規制」について

加熱式タバコではニコチン量等が非表示であるが、加熱式タバコでは紙巻タバコ以上に、より強いメンソール味などを添加し、依存性を強め、かつ紙巻きタバコの規制を回避するためか、加熱式のシェアを広げようとする広告宣伝がネットを含めヒートアップしている。例えば「IQOS：夏を味わう3つの戦略のラストは「史上最強メンソール」8月6日全国発売2020/8/6、「メンソール製品が好調で、「もっと強いメンソール味がほしい」というユーザーの要望を反映し、これまでで最も強い「ブラック・メンソール」を投入する。」などの広告宣伝や値引き攻勢などが繰り返し投入され、喫煙者が加熱式タバコにシフトしていることが報告されている。

新型タバコの有害性とメンソール添加のリスクについて、WHOも既にステートメントを出している¹⁴⁾が、回答例の「FCTCの規定を踏まえ、国民の命と健康を守る観点から検討していくべき課題」などのんびり構えている間に、若い世代がニコチン依存の深まりに引きずり込まれかねない危機感があまりに欠如しているように思われる。

政府としてFCTCを実効的に遵守し進める意思が

ないような現状^{2,3)}では、改善は遅々として進みがたいと思われ、タバコ業界の自主規制に委ねるのではなく、法整備と政治力が動かない限りどうにもならないのではないかと。政党がFCTCの理解を深め、せめて国会質問や論議の積み重ねで進んでいくことを期待したい。

【問8】「火災の出火原因の第一位のタバコ対策の抜本的対策・施策」について

特に高齢者の焼死が多いと報告され人命と財産焼失の防止からも、啓発に留まらず、自己責任にとどめず、高齢者を含めた喫煙者ゼロ施策を強く推進していくことが望まれる。

【問9】「20万円以内のパーティ券購入の法での報告の義務付け」について および

【問10】「透明性のため関連業界・企業・団体からの献金・寄附などの禁止」について

2018年に成立した「改正健康増進法」の受動喫煙防止の内容が当初案から後退してしまった要因として、タバコ業界とタバコ族議員の妨害があり、タバコ業界からの献金とロビー活動が絡んでいたことが指摘されている¹⁵⁾。

これはFCTC第5条3項の実施のためのガイドライン「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」¹⁶⁾においても是正が指摘されている。一部政党の賛同はあるが、タバコ問題だけでなく、我が国でも政治の透明性のために「議員、政党への企業・団体・組合等による献金・寄附の全面禁止」等の法制化が望まれる。

以上の公開アンケートの結果を総括的に踏まえると、国政選挙でのタバコ対策の公開アンケートに概ね回答が届き、各党の考えを知り、その結果を踏まえ、政党や政府に取り組みを要請するのに有効であった。しかし、これらタバコ対策の正しい情報や諸外国の先進的事例や動きが国会議員や政党にはほとんど届いておらず、国民の健康づくりに必須のタバコ対策に責務のある府省庁がFCTCに沿った施策に取り組んでいるようには見えず、政治も監視と是正へのミッションが乏しい状況が露わになっているように思われた。

禁煙推進側からも国内外の情報を集積し、発信と

共有化、およびより踏み込んだ要請策が必要と思われた。特に、健康日本21第三次計画が2024年からスタートするに伴い、第二次の最終評価報告書などでは、FCTC実現の取り組みが政府レベルで不十分性があるように思われた。そのため本会からも「第三次健康日本21計画へのタバコ対策についての意見・提案書」(FCTCに沿って、日本政府として府省庁を超えて、タバコ対策を重点施策として調整し進める。喫煙率のゼロ目標と受動喫煙のない社会の実現をめざしていただきたい)を2023年2月に厚労省に提出したところで¹⁷⁾、今後関係諸団体とも連携し、FCTCの完全実現を前面に据えてともに努力を重ねていく必要性が明らかとなったと考える。

本発表内容に関連し、発表者に開示すべきCOI(利益相反)関係にある企業などはない。今回の内容は、第16回日本禁煙学会学術総会(大阪)および第15回総会(大分)で発表した。

謝 辞

選挙前のご多忙の折、回答をお寄せいただいた各党にはありがとうございました。本発表は日本禁煙学会FCTC監視委員会の協力によるもので、理事長・理事、委員に感謝いたします。

引用文献・資料(閲覧日は全て:2023年3月1日)

- 1) 条約の発効について、厚生労働省サイト
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/tobacco/jyouyaku/index.html
- 2) たばこ対策関係省庁連絡会議(厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/tobacco/kaigi/index.html
- 3) 石田雅彦:「国際条約」を履行しない日本政府とマスメディア:「たばこ規制枠組条約」とは何か、2022/4/21 <https://news.yahoo.co.jp/byline/ishidamasahiko/20220421-00292485>
- 4) 衆参議員選挙でのタバコ対策の公開アンケート掲載サイト <https://notobacco.jp/pslaw/senkyotobaccosite.html>
- 5) 野上浩志:全国の議会の「屋内全面禁煙」の状況と受動喫煙防止の今後の課題ー改正健康増進法の全面施行を踏まえてー. 禁煙会誌 2020;15: 32-37.
http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/journal/gakkaisi_200701_32.pdf
- 6) 愛煙家の“楽園”国会の喫煙事情を取材してみた、2021年3月31日、西日本新聞 <https://notobacco.jp/pslaw/nishinippon2103310.html>

- 7) 内閣府：「タバコ対策に関する世論調査」2022年11月 <https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-tabako/gairyaku.pdf>
- 8) 米、メンソールタバコ禁止へ 来年中に製品基準の改定案 2021年4月30日 朝日新聞 <https://digital.asahi.com/articles/ASP4Z3TQPP4ZUHBI00F.html>
- 9) 石田雅彦：なぜ「メンソール・タバコ」が規制されなければならないのか、2021/5/1 <https://news.yahoo.co.jp/byline/ishidamasahiko/20210501-00235677>
- 10) Bans on Flavored Cigarettes Should Be Universally Embraced—And Include Menthol, Tobacco Atlas, 2022 <https://tobaccoatlas.org/bans-on-flavored-cigarettes-should-be-universally-embraced-and-include-menthol/>
- 11) アメリカ議会、タバコおよび電子タバコ購入可能年齢を21歳に引き上げる案を可決 JST 2019年12月21日 <https://notobacco.jp/pslaw/cnn191223.html>
- 12) ニュージーランド「たばこのない国」へ子ども生涯喫煙禁止の法改正案 2022年8月20日 共同通信社 <https://notobacco.jp/pslaw/kyodo220820.html>
- 13) 台湾のたばこ煙害防止法と公共の場所の喫煙規制 https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747940_po_02610006.pdf?contentNo=1&alternativeNo=
- 14) WHO：加熱式タバコ製品に関する包括的報告書(2021年7月) <http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/HTPtabaccoCOP9wayaku.pdf>
- 15) 野上浩志：タバコ業界からの政治献金が受動喫煙防止の立法を妨げている—国民世論も国際的協定・趨勢も許すものではない— 禁煙会誌 2017; 12: 34-39 http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/17-12_02_kantogen1122.pdf
- 16) WHO-FCTC 第5条3項の実施のためのガイドライン「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」 http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc_5-3_guideline_120506.pdf
- 17) 第三次健康日本21計画へのタバコ対策についての意見・提案書、日本禁煙学会、2023年2月 <https://notobacco.jp/pslaw/kenko3ji2302.pdf>